

京都市告示第210号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年6月29日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	山科大塚緯3号線	山科区大塚野溝町67番地地先 同町55番地の2地先	点	
2	山科大塚緯3の1号線	山科区大塚野溝町67番地地先 同町68番地地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)